

香川県営業継続応援金 概要

国の緊急事態宣言の再度の発出（令和3年1月）や県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことにより、大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等に応援金を支給し、営業継続を応援するものです。

支給対象者

1 飲食事業者

対象者	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人（※1）又は個人事業主（具体例は別添資料をご確認ください。）
要件	<p>次の①～③をすべて満たしていること</p> <p>① 店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が、令和2年1月と2月の売上の合計額（※2）と比較して30%以上減少していること</p> <p>② 令和2年11月1日以前から店舗を営業しており、今後も営業を継続する意思を有すること</p> <p>③ 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示していること（※3）</p>
支給額	<p>店舗ごとに、</p> <p>【令和2年1月と2月の売上の合計額（※2）】－【令和3年1月と2月の売上の合計額】を算出し、対象店舗の合計額を支給します。（千円未満切捨て）</p> <p>ただし、1店舗当たりの上限額は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月と2月の売上の合計額が対前年同期比で50%以上減少した場合 1店舗当たり上限 40万円 ・令和3年1月と2月の売上の合計額が対前年同期比で30%以上50%未満減少した場合 1店舗当たり上限 20万円
必要書類	<p>① 申請書等（様式は4月27日（火）に公表します。）</p> <p>② 令和2年1月・2月を含む期間の確定申告書類の写し</p> <p>③ 令和2年1月・2月と令和3年1月・2月の店舗ごとの売上が分かる書類（店舗ごとに必要）（※4）</p> <p style="margin-left: 20px;">〔例：売上高を確認できる総勘定元帳等の写し、経理ソフトから売上データを出力した書面、表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面、売上台帳の写しなど〕</p> <p>④ 「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し（店舗ごとに必要）</p> <p>⑤ 応援金の振込口座の通帳等の写し</p> <p>⑥ （個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し</p> <p>⑦ （該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書（申請者と許可の名義が異なる場合）</p>

2 飲食事業関連事業者、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等

対象者	香川県内に事業所（個人事業主の場合は住居又は事業所）を有する中小企業、中堅企業等（※1）または個人事業主で、次の①～③のいずれかに該当する事業者 ① 県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある ② 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している ③ 上記②に該当する県内事業者と直接の取引がある （具体例は別添資料をご確認ください。）
要件	以下の①～③をすべて満たしていること ① 国の緊急事態宣言の再度の発出や香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和3年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること（※2）、（※5） ② 令和2年11月1日以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有すること ③ 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を事業所の入り口等に掲示していること（※3）
支給額	支給額 = 【令和2年1月と2月の県内事業所における売上の合計額（※2）】 － 【令和3年1月と2月の県内事業所における売上の合計額】 ただし、1事業者当たり上限20万円（千円未満切捨て）
必要書類	① 申請書等（様式は4月27日（火）に公表します。） ② 令和2年1月・2月を含む期間の確定申告書類の写し ③ 令和2年1月・2月と令和3年1月・2月の県内事業所全ての売上が分かる書類（※4） 〔例：売上高を確認できる総勘定元帳等の写し、経理ソフトから売上データを出力した書面、表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面、売上台帳の写しなど〕 ④ 応援金の振込口座の通帳等の写し ⑤ （個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し

※1 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体は支給対象外です。

※2 (1) 令和2年1月2日～令和2年7月1日に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合、【令和3年1月と2月の売上の合計額】と【令和2年7月～令和2年12月における月平均売上×2】とを比較します。

(2) 令和2年7月2日～令和2年11月1日に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合、【令和3年1月と2月の売上の合計額】と【事業を開始した月又は店舗を開店した月の翌月（但し、月の初日に事業を開始又は店舗を開店した場合は当月）～令和2年12月における月平均売上×2】とを比較します。

※3 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧については『内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP』をご参照ください。

→ <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

店舗等の入り口等への掲示については、香川県HPに掲載している様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」も参考にしてください。

→ https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_poster02.html

※4 必要書類③は、申請者が顧問契約を締結している税理士または会計士が事前にその書類の内容を確認した場合には、提出を省略することが可能です。税理士または公認会計士との顧問契約をされていない方も、

ご希望の場合は、県が後日設ける申請サポートセンターにおいて書類を事前確認させていただいたうえで、提出を省略することが可能です。詳細は4月27日（火）に公表します。

※5 鳥インフルエンザ発生の影響などによる売上の減少は、本事業の支援対象外です。

申請期間・申請方法

- ・令和3年4月27日（火）～6月15日（火）（当日消印有効）
- ・簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。
- ・宛先は、4月27日（火）に公表します。

※送料は申請者の方がご負担ください。

給付金の申請手順

1 申請書等の入手

申請書等の様式は、4月27日（火）に香川県のホームページに掲載しますので、ダウンロード・印刷してご利用ください。

なお、紙の申請書等は次の場所で配布します。

- ・県庁東館受付
- ・各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）
- ・県内各市町の商工担当課

2 申請書類の準備、作成

申請書等の記入方法等も、上記の申請書等と併せて香川県のホームページに掲載します。

3 申請書類の提出

上記「申請期間・申請方法」に沿ってご提出ください。

4 申請書類の審査

応援金事務局にて申請書類の審査を行います。審査担当者から問い合わせをさせていただく場合があります。

申請書類に不備などがある場合には、審査に時間を要する場合があります。

5 応援金の支払

応援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。

申請受付要項の公表日時・問い合わせ窓口の開設日時

4月27日（火）に、申請受付要項や申請書の様式等を香川県のホームページ上で公表するとともに、お問い合わせに対応するためのコールセンターを開設します。

給付対象となりうる事業者の具体例

1 飲食事業者

食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店(※1)の営業を行う法人又は個人事業主(※2)

- (※1)次のものを除く
- ・社会福祉施設、社員食堂など、特定の者を対象として飲食物を提供している店舗
 - ・コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
 - ・店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設



2 飲食事業者の取引事業者

県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主(※2)

① 直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等



② 間接取引関係のある事業者

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者等



3 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主（※2）

① 商品・サービス提供事業者

小売業

サービス業

- ・ タクシー・運転代行業者
- ・ 持帰り・配達専門の飲食店
- ・ クリーニング店、理美容院、エステティックサロン、リラクゼーション施設、冠婚葬祭施設
- ・ スポーツ施設、遊戯場
- ・ 学習塾、音楽教室 等

② 上記事業者の商品・サービスを直接的に提供する事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

（※2） いずれも県内の店舗・事業所にて該当の事業を行っていること。